独 立 役 員 届 出 書

1．基本情報

会社名	株式会社ＡＶＩＬＥＮ		コード	5591
提出日	2023/9/27	異動（予定）日	2023/9/27	
独立役員届出書の提出理由	上場に伴う届出のため			
☑　独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※１）				

2．独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※２・３）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	岡田　拓郎	社外取締役	○										△				指定	有
2	小野　種紀	社外取締役	○									△	△				指定	有
3	小玉　泰子	社外監査役	○													○	指定	有
4	矢治　博之	社外監査役	○													○	指定	有
5	山本　飛翔	社外監査役	○													○	指定	有

3．独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※４）	選任の理由（※５）
1	岡田拓郎氏が2022年4月まで業務執行者を務めていた「三菱UFJ信託銀行株式会社」は当社の取引先に該当します。	岡田拓郎氏は、金融機関での豊富な経験に加え、一般社団法人金融データ活用推進協会代表理事を務めており、金融や金融業界のデジタル領域に関する高い見識を有しております。そのため、当社の取締役会において適時適切なアドバイスを頂くとともに、客観的な立場から当社の経営を監督頂き、当社の企業価値の更なる向上を推進するために適切な人材であることから、社外取締役に選任しております。また、一般株主と利益相反が生じるおそれがない者と判断し、独立役員として選任しております。 なお、岡田拓郎氏が業務執行者を務めていた「三菱UFJ信託銀行株式会社」は当社の取引先に該当しますが、2022年4月時点で退任しており、退任より1年以上経過するため「最近において取引先の業務執行者に該当していた者」には該当しておりません。また、取引の規模や出資比率、性質に照らして当社の意思決定に際し影響を与えるおそれはありません。
2	小野種紀氏が2022年6月まで業務執行者を務めていた「日本郵政株式会社」は当社の取引先に該当します。また、小野種紀氏が2022年6月まで業務執行者を務めていた「日本郵政キャピタル株式会社」は当社の株式を21.82%保有しており、その他の関係会社及び主要株主に該当します。	小野種紀氏は、金融機関での豊富な経験に加え、過去に代表取締役社長をはじめ複数社で取締役を務めており、企業経営に関する豊富な経験を有しております。そのため、当社の取締役会において適時適切なアドバイスを頂くとともに、客観的な立場から当社の経営を監督頂き、当社の企業価値の更なる向上を推進するために適切な人材であることから、社外取締役に選任しております。また、一般株主と利益相反が生じるおそれがない者と判断し、独立役員として選任しております。 なお、小野種紀氏が業務執行者を務めていた「日本郵政株式会社」は当社の取引先に該当しますが、2022年6月時点で退任しており、退任より1年以上経過するため「最近において取引先の業務執行者に該当していた者」には該当しておりません。なお、取引の規模や出資比率、性質に照らして当社の意思決定に際し影響を与えるおそれはありません。また、小野種紀氏が業務執行者を務めていた「日本郵政キャピタル株式会社」は当社の株式を21.82%保有しており、その他の関係会社及び主要株主に該当しますが、2022年6月時点で退任しており、退任より1年以上経過するため「最近において主要株主の業務執行者に該当していた者」には該当しておりません。なお、人的関係もなく、当社の意思決定に際し影響を与えるおそれはありません。
3		小玉泰子氏は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知識を有していることから、当社における適切な内部統制構築における助言・提言を期待できるため社外監査役に選任しております。また、一般株主と利益相反が生じるおそれがない者と判断し、独立役員として選任しております。
4		矢治博之氏は、業務執行社員として長年にわたる監査法人での会計監査経験があり、公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有していることから、当社における適切な内部統制構築における助言・提言を期待できるため社外監査役に選任しております。また、一般株主と利益相反が生じるおそれがない者と判断し、独立役員として選任しております。なお、2022年12月より顧問を務める「三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社」は当社の取引先に該当しますが、取引の規模や出資比率、性質に照らして当社の意思決定に際し影響を与えるおそれはありません。
5		山本飛翔氏は、弁護士としての高度な専門性と知識を活かし、コーポレート・ガバナンス強化のために法律面から経営を監視していただくことが期待できることから、社外監査役に選任しております。また、一般株主と利益相反が生じるおそれがない者と判断し、独立役員として選任しております。

4．補足説明

※１　社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
※２　役員の属性についてのチェック項目
　a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
　b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
　c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
　d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
　e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
　f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
　g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
　h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
　i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
　j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
　k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
　l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
　以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
※３　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
※４　a～ｌのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
※５　独立役員の選任理由を記載してください。